

茅ヶ崎市教育基本計画

概要版

教育の目的は、「生涯にわたり、人格の完成を目指す」ことにあり、より良い社会をつくるため、一人一人が社会の形成者として、必要な資質と能力を備え、充実した人生を歩めるよう、生涯にわたり、はぐくみつづけることにあります。

私たちを取り巻く社会は、グローバル化や高齢化などの進展、情報技術をはじめとした科学技術の革新、大規模な災害の発生などにより、大きく変化しています。

このような中で、一人一人がより良い生涯を送るためには、様々な問題に対して積極的に解決していく力をつけ、多様な人と共生する社会をつくる必要があります。そうした社会をつくるにあたり、ひとが持つ資質と能力として、豊かな人間性と自律性は、より一層重要になっていると考えます。

そこで、人の「学び」と「育ち」を「支え」あいながら、豊かな人間性と自律性をはぐくむことが人格の完成には欠かせないことを教育に関わる全ての人たちと共有し、本市の教育施策を推進するために、茅ヶ崎市教育基本計画を策定しました。

策定のポイント

学校教育と社会教育の一体的な推進

教育の目的は、「生涯にわたり、人格の完成を目指す」ことにあります。それを踏まえ、計画の範囲は、茅ヶ崎市立小・中学校で展開される「学校教育」と主に青少年や大人を対象として行われる教育活動である「社会教育」とします。具体的な教育施策は、学校教育と社会教育がより一層連携を図り、進めていきます。

市長部局との連携

近年、超高齢社会や働き方の改革などが進む中で、本市では様々な活動を通じて、多様な人が交流し、共に支えあう社会の実現を目指しています。このような社会を実現するためには、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野で活躍する人々の考えに触れ、関わりを持つことが必要と考えます。

そこで、本市教育委員会は、教育施策を進める上で、様々な分野で活躍する人々と交流することがより一層必要と考え、本計画では教育委員会と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として、政策ごとに位置づけを行います。

計画の体系図

基本理念及び基本方針に基づき、7つの政策を定め、



基本理念
学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する

— 豊かな人間性と自律性をはぐくむ —

基本方針 1

未来を拓く力を
はぐくむ学校教育
の充実

政策 1

児童・生徒の資質と能力を
はぐくむための授業づくりと
学びを支える体制の構築

政策 2

質の高い学びを創るための
教職員の人材育成と働き
やすい環境の整備

基本方針 2

ひとづくり、つながり
づくり、地域づくりを
進める社会教育の充実

政策 3

子どもと大人が共に
育ちあう社会教育の推進

政策 4

郷土に学び未来を
拓く学習環境の整備

基本方針 3

教育活動を効果的に
進める教育行政の充実

政策 5

教育的効果を高める
教育行政の推進

政策 6

安全で安心な
教育施設の整備

政策 7

子どもの健やかな成長を
支える教育環境の整備

23の施策と市長部局の連携する施策を位置づけます。



施策

市長部局との連携

- ・地域の教育資源を生かした学校運営【重点施策】
- ・学校運営や教育課程の改善のための指導・助言
- ・児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実
- ・児童・生徒に寄り添った教育環境の充実【重点施策】

- ・様々な資源と分野を学ぶ機会の創出
- ・地域とともにある学校づくり

- ・教職員の教育活動への支援【重点施策】
- ・教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

- ・地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出

- ・社会教育関係職員の人材育成
- ・学びと交流を通じた地域の教育力の向上【重点施策】
- ・青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備
- ・情報拠点としての図書館の充実
- ・家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

- ・他分野と連携し、楽しく創造性のある社会教育講座の実施

- ・郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開【重点施策】
- ・文化財の保護・活用

- ・(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館内にとどまらない博物館活動の展開
- ・都市資源に関する情報の収集と活用
- ・市長部局と連携による文化財の保護・活用

- ・教育行政の円滑な運営
- ・教育行政の点検・評価と進行管理の推進
- ・教育に関する基礎研究の推進【重点施策】
- ・学校の適正規模及び適正配置の推進

- ・次世代育成のための情報交換や研修の実施

- ・教育施設の再整備【重点施策】
- ・計画的な教育施設の維持保全

- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複合化

- ・栄養バランスの摂れた小学校給食の提供と食育の推進
- ・中学校給食の実現【重点施策】
- ・児童・生徒の就学支援
- ・児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

- ・通学路の交通安全対策と防犯対策の推進
- ・子どもの未来応援対策の推進



計画の期間

令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。計画の進行管理と一体的に行う点検・評価を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、また、次期計画を策定します。

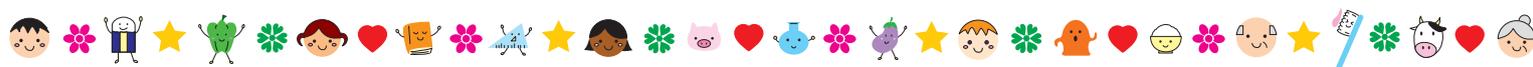
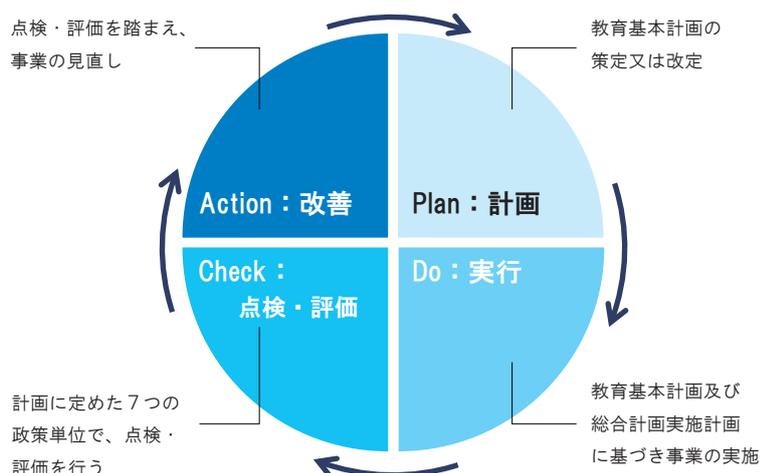
	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度 2026 年度	R9 年度 2027 年度	R10 年度 2028 年度	R11 年度 2029 年度	R12 年度 2030 年度	
点検 評価	毎年度実施										
計画の 見直し・ 策定		点検・評価の結果を踏まえ、 必要に応じて中間見直しを行う				中間見直し	点検・評価の結果 を踏まえ、次期計画を策定			次期計画の策定	



進行管理

本計画の進行管理は、毎年度実施する点検・評価と一体的に実施します。また、実施にあたっては、学識経験者の知見を活用します。

点検・評価の結果は、中間見直し（令和 7 年度）や次期計画策定（令和 11・12 年度）に活用します。



持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）に関する取り組み



持続可能な開発目標（SDGs）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

SDGs には、17 の国際目標がありますが、市民、事業者及び行政など全ての主体は、この目標を意識しながら、様々な取り組みを進めることが期待されています。そこで、本市は、17 の目標に配慮しながら、教育を推進します。